

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	北海道立職業能力開発支援センター条例
根拠条項	第10条
許認可等の種類	変更の承認
法令の定め	北海道立職業能力開発支援センター条例 第10条
審査基準	北海道立職業能力開発支援センター条例第8条「利用の承認」の審査基準に準じる。
標準処理期間	総期間 1日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月( ) 協議機関 日・月( ) 処分機関 日・月( )
処分担当課	指定管理者:北海道職業能力開発協会(電話番号:011-825-2385)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )